

韓国の知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

大韓民国（以下「韓国」という）は、人口約 4950 万人の共和制国家である。

韓国は、グローバルにビジネス活動を行っているサムスン電子、LG エレクトロニクス、現代自動車、SK ハイニックス等の大企業を擁し、他国に比して輸出依存度が高いという特徴がある。

例えば、韓国の半導体産業を例にとると、世界市場における韓国企業のシェアは第 3 位であり、メモリーだけで見ると第 1 位である。韓国の半導体産業は、メモリーを中心に発展し、経済成長と輸出の大きな部分を占めてきた。韓国の半導体企業は、とくに DRAM 及び NAND 型フラッシュメモリーの分野に強く、2013 年には、DRAM は 63.1%、NAND フラッシュメモリーは 47.2%のシェアを占めた。しかし、システム LSI 分野では、ほとんどを輸入に頼っているのが現状である²。

また、韓国は、近年、日本企業に関連して、重大な技術流出問題が発生したことで注目されている。例えば、新日鐵の有する高級鋼板の製造技術が韓国のポスコに流出したとして訴訟になった事案、東芝の有するフラッシュメモリー製造技術が韓国の SK ハイニックスに不正に流出した事案等、憂慮すべき重大事案が複数発生している。

このようなさまざまな側面における韓国の重要性に鑑みると、韓国の知的財産法の制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。

そこで、本稿では、韓国の知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II 知的財産法全般

韓国の法制度は、日本等と同じく、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。韓国法は、日本法、ドイツ法、スイス法及び米国法等の影響を受けて形成された。

韓国の知的財産法制度（なお、韓国では、「Intellectual Property」の訳語は、「知識財産」

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「Investment Opportunities In Korea：半導体」（Invest KOREA Published in December 2015）を参照。
<http://www.investkorea.org/jp/published/publications.do>

に統一されている)は、主に、知識財産基本法³、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、著作権法、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、半導体集積回路配置設計法、種子産業法、発明振興法、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、技術移転及び事業化促進に関する法律、コンテンツ産業発展法等により構成されている⁴。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

韓国は、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、レコード保護条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連する韓国の政府機関のうち最も主要なものである韓国特許庁 (KIPO)⁵ は、産業通商資源部傘下の行政機関であり、大田広域市に所在している。主に特許、実用新案、意匠及び商標の出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

インターネット上の情報としては、「JETRO ソウル知的財産チーム」のウェブサイト⁶に、日本語により、韓国の知財法制度や特許・商標の検索方法等に関するさまざまな情報が掲載されており⁶、参考になる。

Ⅲ 特許

1 出願

韓国特許法は、先願主義を採用している。

出願言語は韓国語であるが、英語で出願することも可能である (但し、出願日又は優先日から 14 か月以内に韓国語の翻訳文を提出しなければならない)。PCT 出願では英語又は日本語での出願も可能である。

韓国に居所又は事業拠点を有しない出願人は、韓国の現地代理人を選任しなければならない。

出願日又は優先日から 18 か月経過後に特許出願内容が公開される⁷。早期公開の申請を

³ 国家知識財産委員会を設置して知財政策・計画を審議・評価等すること、国家知識財産基本計画を策定して中長期の政策目標を定めること等を内容とする。

⁴ 主な知財関連法令の日本語訳は、崔達龍国際特許法律事務所の下記ウェブサイトに掲載されている。

<http://www.choipat.com/menu30.php>

⁵ 韓国特許庁のホームページの URL は、次のとおりである。

<http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.main.MainApp>

⁶ <http://www.jetro-ipr.or.kr/>

⁷ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財

することも可能である。

なお、日本の特許庁と韓国の特許庁は、2007年4月1日から、特許審査ハイウェイプログラムを実施している。これにより、一定の要件を満たす日本での特許出願の出願人は、所定の書類及び費用を韓国特許庁に提出・納付することにより、日本特許庁の審査結果に基づいて韓国特許庁での優先審査を受けることができるようになった。また、2012年7月1日から、PCT 国際段階の審査結果物を利用した特許審査ハイウェイ試行プログラムが実施され、さらに、2014年1月6日から、韓国特許庁は、日本特許庁、米国特許庁、及びその他の多数の国の特許庁との間で、グローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムを実施している。

2 審査

韓国では、特許出願につき、新規性、進歩性及び産業上利用可能性についての実体審査が行われる。

出願が公開された後、第三者が特許出願に係る発明を業として実施している等の場合は、優先審査の対象となる。

近時の特許法改正(2017年3月1日施行)により、実体審査を受けるための審査請求は、出願日から3年以内に行う必要がある(改正前は、5年以内とされていた)。

実体審査の結果、拒絶理由が無いと審査官が判断したときは、特許査定が通知される。特許査定通知から3か月以内に登録料を納付すると、特許庁の特許原簿に特許権が登録され、特許権が発生する。

他方、拒絶理由があると審査官が判断したときは、拒絶理由通知書が出願人に送付される。出願人は、拒絶理由通知日から原則として2か月以内(請求により4か月以内に延長される)に拒絶理由を解消しなければならない。補正書の提出等により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、出願は特許査定を受けることになる。これに対し、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、出願は拒絶査定を受けることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、再審査請求又は拒絶査定不服審判請求を行うことができる。

複数回の補正を行った場合は、最終の補正より前の補正は、取り下げられたものとみなされる。

3 登録

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。但し、医薬品及び農薬については、存続期間が最大5年延長されるほか、登録が遅延したことに伴う存続期間延長の制度もある。

産権侵害対策概要ミニガイド」の「韓国」の「産業財産権制度」6～17頁等を参照した。
https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

近時の特許法改正（2017年3月1日施行）により、特許取消申請制度（異議申立て制度）が新設された。

特許権に対する無効審判請求は、登録公告日から3か月以内であれば、誰でも行うことができるが、3か月経過後は、利害関係人及び審査官のみが行うことができる。特許が第三者により冒認出願された場合、本来の権利者は、特許権移転請求を行うことが可能である。

4 侵害行為

特許権侵害行為には、文言侵害と均等侵害の各場合が含まれる。

韓国では、大法院で均等論を認める判決が複数出されており、司法判断において、均等論を認めることが判例として確立されている⁸。

IV 実用新案

韓国には、実用新案制度が存在する。

実用新案の対象となる考案は、物品の形状や構造又はその組合せである。方法に関する考案、定型的でない物質又は材料、公序良俗に反するおそれのある考案、コンピュータ・プログラム等は、実用新案の登録を受けることができない。

出願日又は優先日から18か月経過後に実用新案登録出願内容が公開される⁹。早期公開の申請をすることも可能である。

審査請求は、出願日から3年以内に行う。

実用新案登録出願に対しては、実体審査が行われる。進歩性については、特許の場合よりも低い程度で足りる。

実体審査の結果、拒絶理由が無いと審査官が判断したときは、登録査定が通知される。査定通知から所定の期間内に登録料を納付すると、設定登録され、実用新案権が発生する。

他方、拒絶理由があると審査官が判断したときは、拒絶理由通知書が出願人に送付される。出願人は、拒絶理由通知日から所定の期間内に拒絶理由を解消しなければならない。補正書の提出等により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。これに対し、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、出願は拒絶査定を受けることになる。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、再審査請求又は拒絶査定不服審判請求を行うことができる。

実用新案権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から10年である。

⁸ 『模倣対策マニュアル 韓国編』（JETRO、2015年3月）265頁。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/pdf/mohou_2014_201605.pdf

⁹ 本稿の「実用新案」の部分については、前掲「産業財産権制度」18～22頁等を参照した。

V デザイン

1 要件

デザイン保護法の対象たるデザインは、「物品（物品の部分及び書体を含む）の形状、模様、色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美観を引き起こさせるもの」であり、物品の一部、書体・フォント、画像デザイン（GUI、アイコン等）も保護対象に含まれる¹⁰。

デザインとしての登録要件は、①工業上利用可能性があること、②新規性があること、③創作性があること、④同一又は類似のデザインの先願が存在しないこと、⑤不登録事由に該当しないことである。

工業上利用可能性とは、工業的生産方法によって、同一の物品を大量生産することが可能であることをいう。

新規性とは、当該デザインが他のデザインと区別できる程度に客観的に新しいものであることをいう。例えば、①出願前に国内又は国外で公知であった又は公然実施されたデザインと同一若しくは類似するもの、②出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に記載され又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザインと同一若しくは類似するものは、新規性の要件を欠くため、デザイン登録は認められない。

創作性とは、出願前に当該デザインが属する分野において、通常の知識を有する者が、国内又は国外で公知であった又は公然実施されたデザインあるいは頒布された刊行物に記載され又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン又はこれらの結合、国内又は国外で広く知られた形状、模様、色彩又はこれらの結合により、容易に創作することが可能なデザインではないことをいう。

不登録事由には、①国旗、国章等の文字・標識を同一又は類似するデザイン、②公序良俗に反するおそれのあるデザイン、③他人の業務と関係する物品との混同を招くおそれのあるデザイン、④物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなるデザインが挙げられる。

2 審査

デザインの登録審査手続においては、方式審査及び実体審査が行われる。なお、流行性のある衣服・事務用紙等の一部の物品及び画像デザインについては、「一部審査登録制度」が適用される。これは、①方式要件を具備しているか否か、②工業上利用可能性があるか否か、③公序良俗に反しないか否か、④国内で広く知られた形状、模様、色彩又はこれらの結合により、容易に創作することが可能なデザインでないか否か等のみを審査することとし、その他の新規性・創作性があるか否かについては審査しないことにより、迅速なデザイン登録を可能とする制度である。

¹⁰ 本稿の「デザイン」の部分については、前掲『模倣対策マニュアル 韓国編』102～118頁等を参照した。

デザイン登録出願は、申請によってのみ公開される。出願公開後は、優先審査を請求することが可能となる。また、出願公開後は、当該デザインと同一又は類似するデザインを業として実施した者に対し、書面で警告を行うこともできる。警告を受けた後も継続して実施する者に対しては、補償金請求権を行使することができる。

出願されたデザインが拒絶事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から原則として2か月以内(1か月の延長を2回まで申請可能)に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、登録査定を受けることになる。登録査定の後、登録料を納付することにより、当該デザインは登録され、登録公告及びデザイン公報掲載が行われる。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、出願人は、当該拒絶理由について意見書及び補正書を提出することができ、再度審査が行われた後、登録査定又は拒絶査定が下される。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、当該拒絶査定通知日から30日以内に、再審査請求又は拒絶査定不服審判請求を行うことができる。

3 登録

デザイン権は、デザイン権設定登録日から発生し、その存続期間は出願日から20年である。存続期間は、延長又は更新されることはない。

デザイン権一部審査登録に対しては、設定登録公告日から3か月以内に、誰でも、新規性・創作性の欠如等を理由として、異議申立てを行うことができる。

また、利害関係人又は審査官は、デザイン権登録に対し、無効審判を請求することができる。

4 不正競争行為の一般条項に関する法的主張

2014年1月31日より、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に、不正競争行為の一般条項が導入された。即ち、「他人の相当な投資又は労力により作成された成果等を公正な商取引慣行又は競争秩序に反する方法で自己の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為」という条項である(2条1項)。これにより、従来は不正競争行為の具体的類型に該当しなかった行為(例えば、トレードドレスに対する侵害等)についても、同法違反を主張することが可能となった。もしデザイン登録を受けていなかったケースでも、不正競争行為の一般条項に該当するとの法的主張について検討してみる価値があると思われる。

VI 商標

1 要件

近時の商標法改正（2016年9月1日施行）により、商標法により保護される「商標」及び「標章」の定義が若干修正された。即ち、商標法改正後は、商標とは、自己の商品（役務又は役務の提供に係る商品を含む）と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。また、標章とは、記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム、動作又は色彩等で、構成及び表現形式に関わらず商品の出所を示すために使用される全ての表示をいう。但し、音や匂いについては、聴覚的・臭覚的特徴が見本により特定され、継続的使用により特別な顕著性を獲得したことが証拠により立証された場合にのみ、商標登録を受けることが可能とされている¹¹。

商品・役務の一般的名称のみからなる標章、商品・役務について慣用されている標章、原産地・品質・効能・原材料等のみからなる標章、公序良俗に反する商標、他国の登録商標を当該権利者と契約関係にある者等が冒認出願した商標等は、登録を受けることができない。

2 出願・審査

韓国商標法は、先願主義を採用している。近時の商標法改正（2016年9月1日施行）により、他人による先願の登録商標と同一又は類似であるか否かは、後願の出願時ではなく、後願の登録拒絶決定・登録決定時を基準とすることとされた。

韓国では、一出願多区分制が採用されている。

商標登録出願に対しては、実体審査が行われる。出願公開制度は採用されていない。

出願された商標が不登録事由に該当する場合は、出願人に対し、拒絶理由通知が送付される。出願人は、通知日から原則として2か月以内（1か月の延長を2回まで申請可能）に、意見書及び補正書を提出し、拒絶理由を解消しなければならない。意見書及び補正書の提出により拒絶理由が解消されたと審査官が判断したときは、公告査定され、出願公告日から2か月以内に誰からも異議申立てがないときは、登録査定を受けることになる。登録査定謄本の送達日から2か月以内に登録料を納付することにより、商標は登録され、登録証が発行される。他方、依然として拒絶理由が解消されていないと審査官が判断したときは、出願人は、当該拒絶理由について意見書及び補正書を提出することができ、再度審査が行われた後、公告査定又は拒絶査定が下される。拒絶査定を受けた出願人が当該査定に不服である場合は、当該査定日から30日以内に、拒絶査定不服審判を請求することができる。

3 登録

商標権の存続期間は設定登録日から10年であり、更新が可能である。更新申請は、期間満了前1年以内に行わなければならない。

登録公告日から2か月以内は、異議申立てが可能である。

近時の商標法改正（2016年9月1日施行）により、不使用取消審判は誰でも請求できることとされ、また、取消審判確定により請求時に遡及して商標権が消滅するものとされた。

¹¹ 本稿の「商標」の部分については、前掲「産業財産権制度」30～34頁等を参照した。

商標登録後継続して 3 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、申立により、当該登録商標を取り消されることがある。

Ⅶ 著作権

著作権法の保護対象は、「人間の思想又は感情を表現した創作物」である¹²。よって、思想、感情、アイデアそのものは著作権法の保護対象とはならない。

著作権法は、著作物の具体的な種類として、①小説、詩、論文、講演、演説、脚本等の言語著作物、②音楽著作物、③演劇及び舞踊・無言劇等を含む演劇著作物、④絵画・書芸・彫刻・工芸・応用美術の著作物その他の美術著作物、⑤建築物・建築のための模型及び設計図書を含む建築著作物、⑥写真及びこれと類似の製作方法で作成されたものを含む写真著作物、⑦映像著作物、⑧地図・図表・設計図・略図・模型その他の図形著作物、⑨コンピュータ・プログラム著作物を列挙している。

著作権には、著作人格権と著作財産権がある。著作人格権は、著作者が自己の著作物に対して有する人格的利益の保護を目的し、一審専属的性質を有する権利であって、公表権、氏名表示権及び同一性保持権がある。著作財産権は、著作物の利用から発生する経済的利益を保護することを目的とし、譲渡可能な権利であって、複製権、公演権、公衆送信権、展示権、配布権、貸与権等がある。

著作権は、著作した時点から発生し、著作権の成立には何らの手続や要式は要求されない。しかし、著作権登録を行った場合、事実上、推定力（著作権登録を受けた者は、その登録著作物の著作者又は著作権者として推定を受けること）、対抗力（著作権譲渡等の事実を登録すれば、これを第三者に対抗することができること）といった直接的又は間接的な効果が生じることを期待できるため、著作権登録を行うことは十分検討に値する。著作権登録は、著作権法上は、文化体育観光部に対して行うこととされており、実際には、著作権委員会が登録事務を担当している。

著作権の保護期間は、原則として、著作者の死後 70 年までである。

Ⅷ 営業秘密

1 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」による営業秘密の保護

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」によると、営業秘密とは、「公然と知られておらず、独立した経済的価値を有するものであって、相当な努力により秘密として維持された生産方法、販売方法、その他の営業活動に有用な技術上又は経営上の情報」をいう¹³。

¹² 本稿の「著作権」の部分については、前掲『模倣対策マニュアル 韓国編』140～149頁等を参照した。

¹³ 本稿の「営業秘密」の部分については、前掲『模倣対策マニュアル 韓国編』155～

即ち、営業秘密であることの要件としては、非公知性、経済的有用性、及び秘密管理性が挙げられる。

そして、営業秘密侵害行為の類型としては、以下のものが挙げられる。

- ①不正な手段で営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用又は公開する行為。
- ②営業秘密について不正取得行為が介在した事実を知り、若しくは重大な過失により知らずに、その営業秘密を取得する行為又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは公開する行為。
- ③営業秘密を取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在した事実を知り、又は重大な過失により知らずに、その営業秘密を使用し、又は公開する行為。
- ④契約関係等によって営業秘密を秘密として維持すべき義務のある者が、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密の保有者に損害を負わせる目的で、その営業秘密を使用し、又は公開する行為。
- ⑤営業秘密が上記④の規定により公開された事実又はそのような公開行為が介在した事実を知り、又は重大な過失により知らずに、その営業秘密を取得する行為、又はその取得した営業秘密を使用若しくは公開する行為。
- ⑥営業秘密を取得した後に、その営業秘密が上記④の規定により公開された事実又はそのような公開行為が介在した事実を知り、又は重大な過失により知らずに、その営業秘密を使用又は公開する行為。

営業秘密侵害者に対し、営業秘密保有者たる被侵害者は、侵害差止請求、損害賠償請求、信用回復請求といった民事的救済手段をとることができる。

また、営業秘密侵害者に対しては、刑事責任を追究することも可能である。例えば、不正な利益を得る又は営業秘密保有者に損害を与える目的でその営業秘密を取得・使用し又は第三者に漏洩した者は、5年以下の懲役又は5000万ウォン以下の罰金に処せられる。但し、罰金刑に処する場合で、違反行為による財産上の利得の額の10倍に該当する金額が5000万ウォンを超えるときは、その財産上の利得の額の2倍以上10倍以下に相当する罰金に処せられる。

2 「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」による産業技術の保護

「産業技術の流出防止及び保護に関する法律」（2007年4月28日施行）は、国家の安全保障に直接的影響を及ぼす国家核心技术の海外流出を規制し、産業技術の不正な流出を防止するため、保安意識の拡散及び制度的基盤の構築を通じて国内核心技术を保護し、専門科学・産業技術者及び研究開発者を保護支援して国家産業競争力を強化し、国家の安全と国民経済の安定を保障しようとするものである。

162 頁等を参照した。

同法によると、産業技術のうち、国内外の市場に占める技術的・経済的価値が高い又は関連産業の成長潜在力が高いため、海外に流出した場合に、国家の安全保障及び国民経済の発展に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるものを、「国家核心技術」として指定することとし、その輸出をするためには産業通商資源部長官の承認を得るようとする等の特別な管理を行うこととしている。「国家核心技術」としては、①電気電子分野は11技術、②自動車分野は8技術、③鉄鋼分野は6技術、④造船分野は7技術、⑤原子力分野は4技術、⑥情報通信分野は14技術、⑦宇宙分野は2技術、⑧生命工学分野は3技術、合計で8分野55技術が選定されている¹⁴。

国家核心技術の海外流出を規制し、産業技術の不正な流出を防止するため、同法は、一定の規制措置を講じている。例えば、国家から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を保有した対象機関がその国家核心技術を輸出しようとする場合には、産業通商資源部長官の承認を得なければならない。また、その他国家核心技術を保有・管理している対象機関が国家核心技術を輸出しようとする場合には、産業通商資源部長官に事前申告しなければならない。産業通商資源部長官が、申告対象の国家核心技術の輸出が国家安保に深刻な影響を及ぼし得ると判断した場合には、輸出中止・禁止・原状回復等の措置を命じることができることとしている。また、国家から研究開発費の支援を受けて開発した国家核心技術を保有する対象機関が合併等をしようとする場合には、産業通商資源部長官に事前申告しなければならない。産業技術の流出及び侵害行為が発生した場合には、企業等からの要請がなくても、産業通商資源部長官及び情報捜査機関の長の職権により、技術流出防止に必要な措置をとることができることとされている。

そして、同法違反行為を行った者に対しては、刑事責任を追及することができる。例えば、産業技術を外国で使用し、又は使用させる目的で、産業技術に対する一定の侵害行為を行った者は、10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金に処せられる。

IX エンフォースメント

韓国における知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

韓国の裁判所制度は、大法院を頂点として、高等法院、地方法院等が存在する他、知的財産権関連事件を管轄する特許法院が存在する。

特許権、実用新案権、デザイン権、商標権等の侵害訴訟事件の第一審は、5か所の地方法院（ソウル、大田、大邱、釜山、光州）に限定されている。侵害訴訟事件の控訴審及び審決取消訴訟は、特許法院が専属的に管轄する。

¹⁴ 前掲『模倣対策マニュアル 韓国編』159頁。

民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、信用回復、不当利得返還等を請求することができる。

知的財産権関連訴訟をどの国の裁判所に提起するかということを知財権者が検討する場合、市場の大きさ、被告に与えるインパクトの大きさ等を考慮することになるが、一般的には、韓国市場は比較的小さく、被告に与えるインパクトも小さいため、韓国の裁判所への提訴が選択されるケースは比較的少ないと思われる。むしろ、グローバルにビジネス活動を行っているサムスン、LG、SK等の韓国の大企業を相手に提訴しようとする場合には、市場の大きさ、被告に与えるインパクトの大きさ等のいずれの観点から考えても、米国の裁判所又は国際貿易委員会（ITC）等への提訴が選択されやすいといえよう。もちろん、韓国に所在する中小規模の韓国企業が被疑侵害者であり、被疑侵害行為も韓国内で行われ、被疑侵害品が韓国内で流通しているにすぎない場合には、知財権者たる外国企業としては、韓国での知的財産権に基づき、韓国の裁判所に提訴することになる。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

知的財産権の権利者は、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、検査官又は捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることも検討に値する。

特許権、実用新案権、デザイン権、著作権に対する侵害罪は、主として権利者の利益だけを侵害するものであることから、親告罪とされている。他方、商標権に対する侵害罪は、商品の出所の誤認・混同を招くことにより一般の消費者にも影響を及ぼし公益性があるため、非親告罪とされている。また、著作権法違反行為のうち、虚偽登録、技術的保護措置の侵害、無許可の著作権委託管理業等の行為に対しては、やはり公益性の観点から、非親告罪とされている。さらに、営業秘密侵害罪についても、近年の企業機密漏洩の被害の高額化や社会的影響の大きさ等の考慮から、非親告罪とされている。

また、特許権、商標権、著作権に対する侵害罪等に対しては、両罰規定が置かれており、行為者たる従業員だけでなく、使用者たる法人等にも罰金刑を科することができる。

韓国特許庁の中には、「商標権特別司法警察隊」が設置されている。これは、商標権等に関する犯罪、並びに、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に規定された周知商標等に対する不正競争行為に関する犯罪について捜査権限を有する。商標権等に関する犯罪に対しては、1億ウォン以下の罰金又は7年以下の懲役、また、周知商標等に対する不正競争行為に関する犯罪者に対しては、3000万ウォン以下の罰金又は3年以下の懲役を科することができる。

知的財産権侵害に関する犯罪が成立する可能性がある事案においては、刑事的手段をとることも積極的に検討すべきであろう。

3 水際取締り

知的財産権利者にとっては、税関及び貿易委員会による水際取締りも有効な手段であるといえる。

韓国では、特許権、デザイン権、商標権及び著作権等の侵害物品に対する税関による水際取締りが可能である。とくに、商標権・著作権を事前に税関に申告しておくことにより、侵害物品が税関を通過する際、申告人は、税関から通知を受けることができる。税関は、知的財産権統合情報管理システム（IPIMS）を構築し、通過時の申告人への通知をEメールやSMSにより行うことを可能にしている。

また、貿易委員会は、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、営業秘密等の侵害物品の輸出入、国内での製造販売等に対して、その差止・廃棄等の是正措置命令を下し、また、取引金額に応じた課徴金を賦課することができる。

X おわりに

以上、韓国の知的財産法制度の概要を紹介したが、日本の隣国であり重要な貿易相手国である韓国における知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。また、韓国は、人口あたりの特許出願件数も多く、国際ビジネスを活発に行っているグローバル企業が少なくないこと等をも考え合わせると、今後も、韓国の知的財産法の動向については引き続き注目していく必要が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14440』（経済産業調査会、2017年、原題は「世界の知的財産法 第15回 韓国」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。